

統計法と個人情報保護法における義務・刑罰の比較表

総務省政策統括官(統計基準担当)

	匿名データ	(参考)匿名加工情報(個人情報保護法)	調査票情報	(参考)個人情報データベース等(個人情報保護法)
適正管理義務(安全管理措置)	提供を受けた者は、適正に管理するために必要な措置を講じなければならない(法42①二)	匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない(法39)	提供を受けた者は、適正に管理するために必要な措置を講じなければならない(法42①一)	個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(法20) 個人情報取扱事業者は、その従業者が個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(法21) 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(法22)
申出者	団体 ○ 自然人 ○	○	○	○
従事する者	○	○	○	○
委託に係る業務を受託した者	準用する(法42②)	○	準用する(法42②)	○
目的外使用の禁止	提供を受けた者又は取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者もしくは従事していた者は、当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない(法43②)		提供を受けた者又は取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者もしくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない(法43②)	個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない(法16①) 個人情報取扱事業者は、その従業者が個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(法21) 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(法22)
申出者	団体 ○ 自然人 ○	○	○	○
従事する者	○	○	○	○
委託に係る業務に従事する者	○	○	○	○
図利不正提供・盗用の刑罰	提供を受けた者又は業務の委託を受けた者その他の委託に係る業務に従事する者又は従事していた者による図利不正提供・盗用 50万円以下の罰金(法61条三)		提供を受けた者又は業務の委託を受けた者その他の委託に係る業務に従事する者又は従事していた者による図利不正提供・盗用 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(法59②)	個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第87条第1項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(法83) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第83条から第85条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金(法87)
申出者	団体 × 自然人 ○	○	×	○(両罰規定)
従事する者	○	○	○	○(両罰規定)
委託に係る業務に従事する者	○	○	○	○(両罰規定)
第三者提供の制限	提供を受けた者又は取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者もしくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない(法43②)		提供を受けた者又は取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者もしくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない(法43②)	個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 四 国又は自治体に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (法23①)
申出者	団体 ○ 自然人 ○	○	○	○
従事する者	○	○	○	○
委託に係る業務に従事する者	○	○	○	○
守秘義務			提供を受けた者であって、取扱いに従事する者若しくは従事していた者又は業務の委託を受けた者その他の委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、調査票情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない(法43①)	
申出者	○	○	○	○
従事する者	○	○	○	○
委託に係る業務に従事する者	○	○	○	○
守秘義務違反の罪			第43条①の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法57①三)	
申出者	○	○	×	○
従事する者	○	○	○	○
委託に係る業務に従事する者	○	○	○	○
識別行為の禁止		匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない(法38)		
申出者	○	○	○	○
従事する者	○	○	○	○
委託に係る業務に従事する者	○	○	○	○
命令違反の罪		法42条第2項(勧告に係る措置命令)又は第3項の規定(緊急命令)の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法84) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第83条から第85条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑(法87)		法42条第2項(勧告に係る措置命令)又は第3項の規定(緊急命令)の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法84) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第83条から第85条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑(法87)
申出者	○	○(両罰規定)	○	○(両罰規定)
従事する者	○	○(両罰規定)	○	○(両罰規定)
委託に係る業務に従事する者	○	○(両罰規定)	○	○(両罰規定)

(注1)「申出者」とは、規則第15条第3号ロに定める提供依頼申出者(匿名データの提供を依頼しようとする者)及び調査票情報における同等の者をいう。なお、個人情報保護法については、便宜的に匿名加工情報取扱事業者と個人情報取扱事業者について記載している。

(注2)「従事する者」とは、実際にその情報を扱う業務に従事する者をいう。

(注3)「提供を受けた者」とは、申出者(団体と自然人を問わない。)と従事する者の両方をいうと考えられる。

(注4)個人情報保護法は、義務を負う主体を事業者としているので、統計法とはそもそもの仕組みが異なり、単純に比較できるものではないが、参考のために記載した。